

寝屋川市障害者長期計画 (第3次計画)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画の策定方針	
2. 寝屋川市の現況	
第2章 障害者支援の基本方向	
1. 障害者支援の基本理念	
2. 障害者支援の推進において共有する視点	
第3章 障害者支援の推進方向	
1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	
3. ライフステージを通じた発達支援の充実	
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり	

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市では平成20年3月に策定した「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を障害者支援の基本的な指針と位置づけ、3年ごとに策定する「寝屋川市障害福祉計画」と一体的に推進することを通じて、市民、団体、事業者や関係機関のみなさんと協力して、P D C I の考え方に基づく計画的な事業等の推進を図っています。

第2次の障害者長期計画を策定した平成20年以降も、平成18年に国連で採択された障害者権利条約もふまえた障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定、障害者総合支援法の施行をはじめとする法律の見直しが行われ、制度やサービスの充実に向けた取り組みがすすんできました。また、難病の人が障害者支援の対象になるとともに、精神障害や発達障害のある人、医療的ケアが必要な人など重度の障害がある人の増加、障害者本人や家族の高齢化など、障害のある人の状況も変化しています。全国的に少子高齢化が急速に進行するなかで、さまざまな市民が抱える生活課題に横断的に対応していくための、「地域共生社会の実現」(※)という考え方も広まってきています。

こうした状況をふまえ、本市において、障害のある人が“自分らしく”生活するうえでの課題を解決するとともに、社会に参加して共生するまちづくりをいっそう効果的に推進するための新たな指針として、第3次の障害者長期計画を策定します。この計画と障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的に策定し、的確に連動させて推進していくことで、P D C I サイクル(※)の考え方に基づく効果的な障害者支援を、体系的かつ計画的にすすめていきます。

(※) 地域共生社会の実現

多くの人が感じている「生活のしづらさ」を解決していくために、地域のすべての構成員が参加・協働し、重層的なセーフティネットや包括的な支援体制を構築するよう、だれもが「我が事」と意識し、制度や分野によるタテ割りを超えて「丸ごと」受け止めて支える「地域共生社会」をつくる取り組みを、高齢分野での地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをいっそう深化させて、推進していくことが求められています。

(※) P D C I サイクル

計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。すなわち、計画に基づいて、みんなで話しあって取り組み、進み具合を点検して、必要に応じて見直しも行いながら、さらに推進していきます。

(注) この資料では、第41回計画推進委員会でのご質問いただいた用語等の説明を文中に記載していますが、計画書では「用語説明」として資料編に記載する予定です。

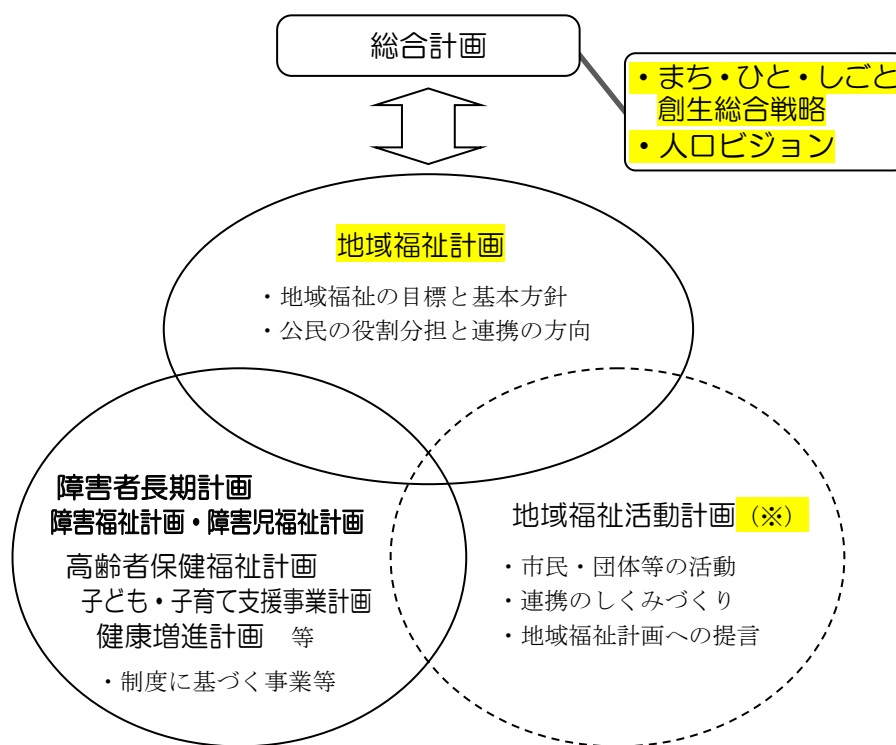
(2) 計画の位置づけ

この計画は障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画であり、本市において「公」と「民」のさまざまな主体が協働して障害者支援を推進していくうえで共有する基本的な方向性を示す計画です。

本市ではこの計画と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定・推進することを通じて、体系的かつ計画的に障害者支援を推進します。

また、この計画は本市のまちづくりの目標と方向性を示す「寝屋川市総合計画」、「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「寝屋川市人口ビジョン」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」、障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連動させ、分野を超えた連携によって、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みの効果的な推進を図ります。

《計画の位置づけ》



(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は平成30年度から平成35年度までの6年間の計画とし、3年ごと（平成30～32年度、平成33～35年度）に策定する障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的な推進を図ります。そのため、障害福祉計画・障害児福祉計画の改定を行う平成32年度に、必要に応じて中間見直しを行います。

また、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合も、適宜、必要な見直しを行うこととします。

《計画の期間》



(4) 計画の策定方法

この計画は、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を密接に連携させて策定・推進するために、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換をふまえて策定します。

また、自立支援協議会を通じて、障害者支援に関する課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映しました。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、当事者のニーズを把握するためのアンケート調査や関係機関・団体等へのヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。

あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局で構成する庁内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行いました。

(5) 計画の進行管理

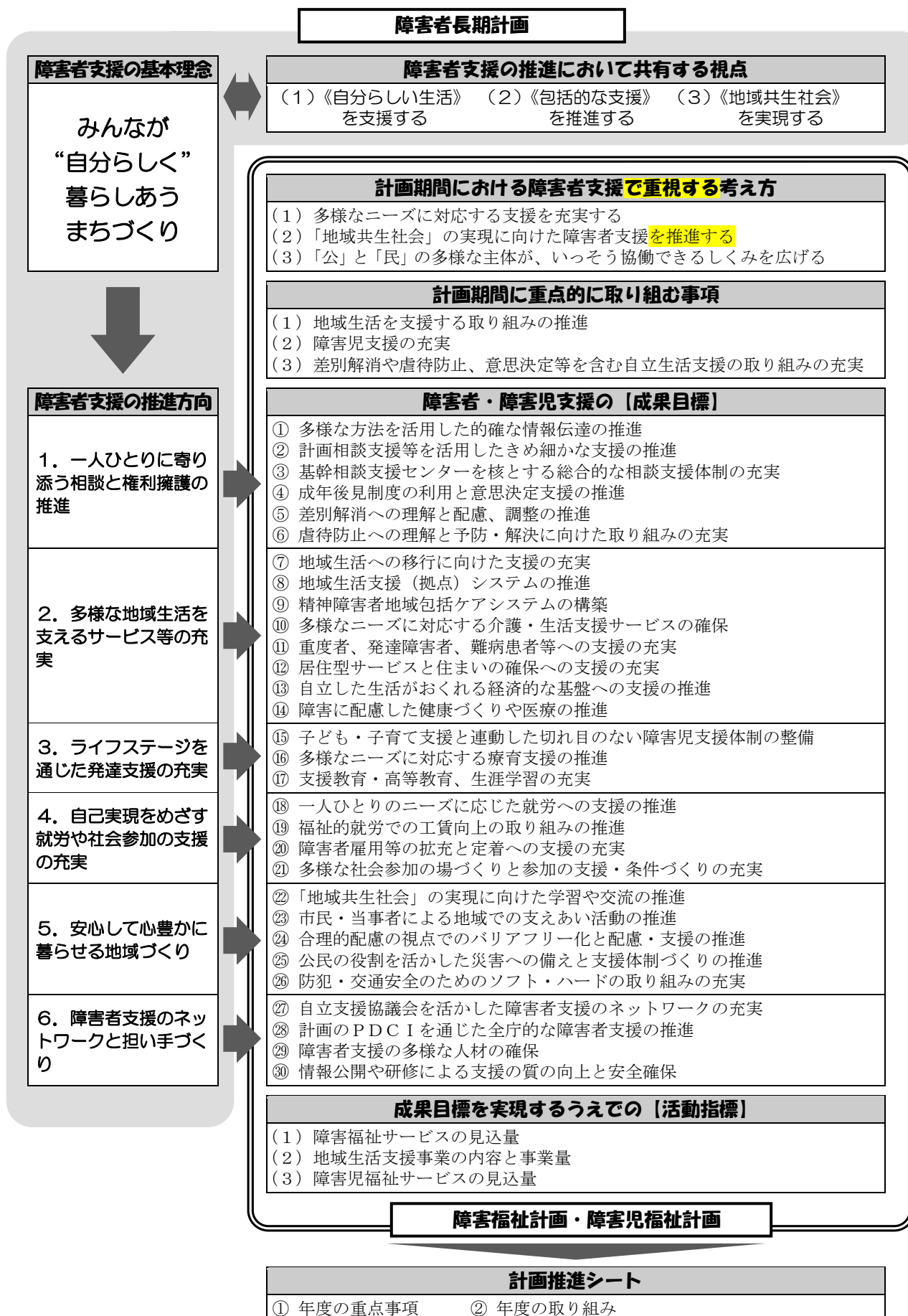
この計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的な計画として障害者施策の基本的な方向性を示したもので、具体的な取り組みの成果目標や活動指標は障害福祉計画・障害児福祉計画で定めます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたPDCAサイクルによって推進します。そのなかで、成果目標や活動指標に対する事業の実施状況等の量的評価とともに、この計画で定めた「障害者支援の推進方向」がどのように達成されたかの質的評価を行い、包括的な分析に基づく計画の推進を図っていきます。

これらの取り組みは、計画推進委員会、庁内連絡会、自立支援協議会等を通じて、障害のある人を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行いながら、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

《計画の進行管理の考え方》





2. 寝屋川市の現況

(1) 寝屋川市の概要

本市は大阪府の東北部にあたる北河内地域の中央部に位置しています。大阪と京都の2つの都市を結ぶ中間点にあり、大阪市域の中心からは15km、京都市域の中心からは35kmと、これらの都心部への通勤やさまざまな都市機能を利用するうえで、利便性の高い立地条件を備えています。

市域の面積は24.70km²で、東西、南北の広がりとともに7km弱のまとまった市域を形成しています。市域の東部は生駒山地からつづく丘陵地であり、市域の西部は淀川に連なる平坦地が広がっています。

昭和26年に市制を施行した当時の人口は31,000人あまりでしたが、国道の整備などにもなう工場や事業所の建設や、高度経済成長による大阪都市圏への人口流入の受け皿としての住宅建設などにより、都市化が急速に進展しました。国勢調査による人口の推移をみると、高度経済成長期の昭和35年から昭和50年にかけては15年間で5倍と、急激に増加して25万人を突破しました。その後はほぼ横ばい状態が続き、平成12年以降は減少に転じていますが、寝屋川駅、香里園駅の駅前再開発事業等をはじめとした魅力あるまちづくりの推進などにより、減少率は低下傾向にあります。

住民基本台帳による年齢別の人口をみると、0～14歳の年少人口は、第2次障害者長期計画を策定した平成20年4月の33,218人から、平成29年4月は28,833人に減少しています。一方、65歳以上の高齢人口は48,746人から67,384人に増加し、全人口に占める割合（高齢化率）も20.0%から28.5%へと、この9年間でも大きく上昇しています。

また、国勢調査による世帯数は、人口が横ばいとなった昭和55年の83,701世帯から平成27年は101,549世帯に増加し、1世帯あたりの人数は、昭和55年の3.16人が平成27年は2.34人と、少人数の世帯が増えています。

こうした状況のなかで、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持するため、平成28年2月に「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「寝屋川市人口ビジョン」を策定し、中長期的な視点で人口減少に積極的に対応するための取り組みを推進しています。

また、事務権限の拡大によって効率的な行政サービスの提供や独自のまちづくりが展開できる中核市として、さらに魅力あるまちとして都市格を向上させていくよう、平成31年4月の移行に向けて、さまざまな準備をすすめています。

(2) 障害者数等の状況

平成20年以降の障害者数は、身体障害者手帳を所持している人は7,873人から9,234人(1.17倍)、療育手帳を所持している人は1,465人から2,341人(1.60倍)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は853人から2,263人(2.65倍)と、いずれも増加しています。

これらのなかには、発達障害や高次脳機能障害の人なども含まれていますが、障害者手帳を取得していない人もおられ、障害のある人の多様化がすすんでいます。平成25年度から障害者総合支援法によるサービスが利用できるようになった難病のある人も、対象となる疾病の見直しもあって増加しており、対象となる疾病の患者数は平成●年で●人と推計されます。

身体障害者手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

【障害別】	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	合計
平成20年	582	760	99	4,321	2,111	7,873
平成21年	576	791	102	4,451	2,196	8,116
平成22年	565	832	96	4,519	2,279	8,291
平成23年	568	850	91	4,646	2,364	8,519
平成24年	551	847	94	4,735	2,381	8,608
平成25年	553	892	103	4,942	2,442	8,932
平成26年	546	893	105	5,032	2,488	9,064
平成27年	545	909	98	5,115	2,538	9,205
平成28年	543	933	95	5,120	2,551	9,242
平成29年	548	943	94	5,065	2,584	9,234

【等級別】	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成20年	2,248	1,453	1,325	1,851	494	502	7,873
平成21年	2,329	1,444	1,404	1,952	485	502	8,116
平成22年	2,399	1,442	1,427	2,022	477	524	8,291
平成23年	2,462	1,458	1,465	2,100	503	531	8,519
平成24年	2,476	1,454	1,477	2,156	513	532	8,608
平成25年	2,584	1,479	1,554	2,225	521	569	8,932
平成26年	2,610	1,466	1,585	2,297	535	571	9,064
平成27年	2,667	1,470	1,581	2,346	558	583	9,205
平成28年	2,732	1,454	1,530	2,336	593	597	9,242
平成29年	2,760	1,413	1,488	2,343	610	620	9,234

療育手帳所持者数 [各年4月1日現在]

(人)

	A	B1	B2	合計
平成20年	750	355	360	1,465
平成21年	763	370	395	1,528
平成22年	776	375	409	1,560
平成23年	786	372	463	1,621
平成24年	800	379	491	1,670
平成25年	903	405	557	1,865
平成26年	938	418	626	1,982
平成27年	980	444	678	2,102
平成28年	1,014	460	751	2,225
平成29年	1,037	476	828	2,341

精神障害者保健福祉手帳所持者数〔各年４月１日現在〕（人）

	１級	２級	３級	合計
平成20年	141	571	141	853
平成21年	146	634	146	926
平成22年	159	727	182	1,068
平成23年	178	759	188	1,125
平成24年	166	816	187	1,169
平成25年	162	854	186	1,202
平成26年	164	903	228	1,295
平成27年	194	1,187	329	1,710
平成28年	226	1,506	430	2,162
平成29年	190	1,579	494	2,263

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための障害支援区分の認定者数は、平成29年12月現在で1,520人、平成20年３月の847人から、大きく増加しています。

障害支援区分認定者数〔各年３月31日現在〕（人）

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
平成20年	14	129	207	213	103	181	847
平成21年	15	135	234	228	123	204	939
平成22年	14	142	259	213	142	240	1,010
平成23年	18	153	281	231	159	265	1,107
平成24年	24	144	316	244	176	289	1,193
平成25年	24	140	323	283	172	336	1,277
平成26年	23	141	336	288	182	362	1,327
平成27年	16	140	331	304	210	362	1,363
平成28年	15	149	332	307	234	380	1,417
平成29年 (12月１日現在)	13	173	371	320	225	418	1,520

※区分認定のみでサービス利用していない方は含んでいません。

第2章 障害者支援の基本方向

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくらう！

寝屋川市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念を、だれもが安心して心豊かに暮らせるように支援することをめざす地域福祉と共有し、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりをすすめるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人ひとりの障害に柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみをつくっていくことをめざし、平成20年に策定した第2次障害者長期計画で、障害者支援の基本理念を、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と定めしました。

ここで言う“自分らしく”とは、一人ひとりの自ら望む生活の実現をめざした営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせるように、条件を整えたり、必要な支援を行うことです。また、支援の制度の枠組みによって生活のかたちが決められることがないよう、支援のスタイルを変えていくことも求められます。

この間、障害者基本法の改正をはじめ障害者支援に関する法律等の整備がすすみ、発達障害、高次脳機能障害、難病などの制度の狭間となっていた人への支援が広がってきています。また、障害者基本法では、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重しあいながら共生する社会を実現することが、法律の目的としてあらためて明記されましたが、少子高齢化がすすみ、社会や地域、家庭の環境が変化するなかで生じてきている多くの人が抱える多様な“困りごと”に対応していくために、さまざまな力をつないで包括的に支えていく「地域共生社会の実現」という考え方に基づく、さらに広がりのある取り組みの推進も求められてきています。

本市では、平成18年度に設置した自立支援協議会が、障害者支援のネットワークの中核を担い、分野を超えた支援者や当事者が協働して、生活に関わる課題の解決に向けた支援を推進しています。こうした経験をさらに広げ、障害のある人がいっそう主体的に参加しながら、すべての市民が支えあうことで“自分らしく”生活できるよう、地域のあらゆる力をあわせて、寝屋川市らしい地域共生社会をめざしていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

(1) 《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいかを自分で選択し、決定できることを、障害者支援の基本としてすべての取り組みを推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を、本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活が実現できるように支援するサービスや環境などを、新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

(2) 《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》をおくれるように、一人ひとりの状況や環境をふまえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取り組みを連携させて、制度の枠を超え、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援をめざします。

また、市や関係機関などの「公」と、市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を効果的にすすめます。

(3) 《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人ひとりの《自分らしい生活》と、それを支える《包括的な支援》をすすめるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取り組みと連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりをめざします。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを、差別解消のための合理的配慮(※)などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取り組みと連動させて推進します。

(※) 合理的配慮

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、

平成25年6月に制定された障害者差別解消法は、行政機関や事業者等に対して、不当な差別的な取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めています。

不当な差別的な取り扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することです。

また、合理的配慮は、また、障害のある人から社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意味が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者等は対応に努めること）ということを求めるものです。

内閣府が作成したリーフレット「合理的配慮」を知っていますか?」では、不当な差別的取り扱い、合理的配慮の具体例として、以下の事項が示されています。

〈不当な差別的取り扱いの具体例〉

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や、入学を拒否する
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない
- ・保護者や介助者がいっしょにいないとお店に入れない

〈合理的配慮の具体例〉

- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める
- ・障害のある人から代筆を求められたとき、代筆が問題ない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く
- ・意思を伝えあうために、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

第3章 障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」として定めた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！」を効果的に実現するために、以下の体系に沿った計画的な取り組みを、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して推進します。

【障害者支援の推進体系】

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
3. ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標】

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ① 多様な方法を活用した的確な情報伝達の推進
- ② 計画相談支援等を活用したきめ細かな支援の推進
- ③ 基幹相談支援センターを核とする総合的な相談支援体制の充実 [○]
- ④ 成年後見制度の利用と意思決定支援の推進 [○]
- ⑤ 差別解消への理解と配慮、調整の推進 [○]
- ⑥ 虐待防止への理解と予防・解決に向けた取り組みの充実 [○]

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑦ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]
- ⑧ 地域生活支援（拠点）システムの推進 [◎]
- ⑨ 精神障害者地域包括ケアシステムの構築 [◎]
- ⑩ 多様なニーズに対応する介護・生活支援サービスの確保
- ⑪ 重度者、発達障害者、難病患者等への支援の充実 [○]
- ⑫ 居住型サービスと住まいの確保への支援の充実
- ⑬ 自立した生活がおくれる経済的な基盤への支援の推進
- ⑭ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じて療育や訓練を、さまざまなところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【第1期障害児福祉計画の成果目標】

- ⑮ 子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備 [◎]
- ⑯ 多様なニーズに対応する療育支援の推進
- ⑰ 支援教育・高等教育、生涯学習の充実

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・ 自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。
→ 就労や社会参加の推進

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑮ 一人ひとりのニーズに応じた就労への支援の推進
- ⑯ 福祉的就労での工賃向上の取り組みの推進 [◎] (※) 大阪府独自の成果目標
- ⑰ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎]
- ⑱ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援・条件づくりの充実

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・ 障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・ 一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・ 「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑳ 「地域共生社会」の実現に向けた学習や交流の推進 [○]
- ㉑ 市民・当事者による地域での支えあい活動の推進
- ㉒ 合理的配慮の視点でのバリアフリー化と配慮・支援の推進
- ㉓ 公・民の役割を活かした災害への備えと支援体制づくりの推進
- ㉔ 防犯・交通安全のためのソフト・ハードの取り組みの充実

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・ 障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・ さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

【第5期障害福祉計画の成果目標】

- ⑳ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実
- ㉑ 計画のPDCAを通じた全庁的な障害者支援の推進
- ㉒ 障害者支援の多様な人材の確保 [○]
- ㉓ 情報公開や研修による支援の質の向上と安全確保 [○]